

佐賀市立大和中学校「学校ホームページ」運用規約

(規約の趣旨)

第1条 この規約は、佐賀市立大和中学校（以下「本校」という）における学校ホームページ（以下「HP」という）運用に関する必要な事項を定めるものとする。

(運用の基本)

第2条 本校における HP 運用にあたっては、その教育的効果に十分配慮し、「佐賀県学校ホームページ運用ガイドライン」に準じて行うものとする。

(責任の範囲)

第3条 CMS によるアップロードした情報については、学校長が責任を負う。

2 本校 HP を使用することで生じた利用者の直接または間接の損害については、利用者がその責任を負うものとし、本校の故意又は重大な過失によるもの以外に本校は一切の責任を負わない。

(HP 運用管理者及び副管理者)

第4条 学校長は、HP 運用の適正を図るため、必要な場合は、コンテンツの担当者としてそれぞれの副管理者を別に定めることができる。

(個人情報の保護)

第5条 HP に情報を発信する際には、生徒の個人情報を保護しなければならない。

2 個人情報とは、生徒個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、声、所属など）やその生徒に関する情報（成績、身体データ、家庭環境、健康状態など）を指す。

3 HP に情報を掲載する意義と発信に関わる危険性について周知徹底を図らなければならない。そのため、学校長は、ICT 推進リーダーと協力して、毎年度初めに、すべての保護者から写真掲載等について確認する。承諾が得られない場合はその生徒の個人情報を発信することはできない。

(リンク)

第6条 本校 HP に対する他からのリンクの設定は、教育目的のものについては原則自由とする。

2 本校 HP から他ページへのリンクの設定は、教育効果に十分配慮して行うものとする。

(著作権)

第7条 本校 HP 上に掲載された情報（画像や文章）の著作権は、学校長が保有し、HP 上では学校名で掲載する。

(変更)

第8条 学校教育における HP 利用の変化に伴い、本規約の見直しの必要が生じたときは、校内における十分な検討を経て、基準の見直しを行う。

附則

1 この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。